

問い合わせ先

松田 博司・城市 武志・
小林 祐介・早坂 周子

アーンスト・アンド・ヤング・インド、
ジャパン・ビジネス・サービス

Email:

hiroshi.matsuda@in.ey.com

takeshi.joichi@in.ey.com

yusuke.kobayashi@in.ey.com

shuko.hayasaka@in.ey.com

JBS フラッシュニュース

2014 年 5 月号

目次

1. FDIポリシーに若干の変更
2. LLPに関する新たな通知



EY

Building a better
working world

大手企業のダイベストメント、投資再編が相次ぐ中、2014年FDIポリシー1号通達が発行されました。また新会社法の施行とともに、最適な進出形態が模索されています。LLP(有限責任事業組合)はもとより税務上の優位性があり、脚光を浴びています。

1. FDIポリシーに若干の変更

産業政策推進局(DIPP)は2014年外国直接投資(FDI)ポリシー1号通達を4月17日に発行、即日施行となりました。これは過年度のプレスノートやRBI(インド準備銀行)通達をアップデートしたものであり、下記のように若干の変更が発表されています。:

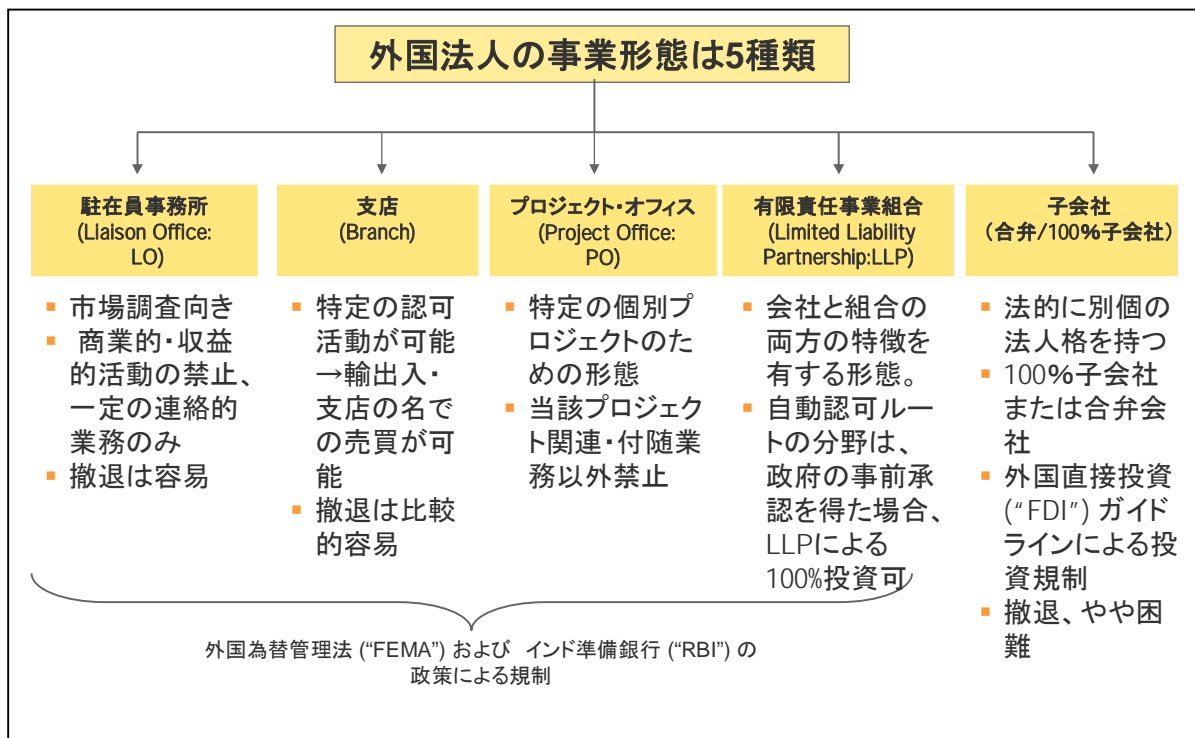
- ▶ **防衛** - この業界への外国証券投資(FPI)/外国機関投資(FII)は依然として禁止されています。一方、2013年8月22日までに行われた、会社へのFPI/FIIによる投資は祖父条項(制度や法律が改正・成立された場合に、その改正・成立前に既に認められていた権利を改正・成立後も認めるということ)が適用されます。
- ▶ **外国証券投資家** - 外国証券投資(FPI)に関しての定義がFDIポリシーにも組み込まれ、外国機関投資(FII)と合わせて証券投資の範囲内の多くの箇所で取り扱われています。
- ▶ **投資先会社が金融業である場合における居住者から非居住者への株式譲渡** - 譲渡先、譲渡人からだけでなく、それぞれの金融業規制当局から、NOC(Non Objection Certificate)の取得が必要でしたが、NOCの代わりに、それぞれの金融業規制当局の規定に沿った非居住投資家へのデューデリジェンスを適切に行うことが求められるようになりました。
- ▶ **株式交換** - バリュエーションは、SEBI(インド証券取引委員会)に登録されている「カテゴリーIのマーチャントバンカー」ではなく、SEBIに登録されている「マーチャントバンカー」によって行うことができるものと変更になりました。
- ▶ **農業&畜産** - 畜産に関しては、既存の「標準作業基準と最低基準プロトコル」に従って、2013年国家畜産政策で規定されている廃棄物管理システムに、「制御された条件下での」という用語の定義が追加されました。
- ▶ **製薬** - 製薬業界の申請の際の競業避止証明書(Non-compete certificate) のフォーマットが規定されました。

2. LLP(有限責任事業組合)に関する新たな通知

RBIからLLP(有限責任事業組合)によるFDIIに関する通知が発行されました。重要となる項目を下記に列挙します。

- ▶ インド企業(所有、支配に関係なく)によるLLPへのダウンストリーム投資は外国投資促進委員会(FIPB)からの事前承認が必要です。

- ▶ 出資または持分の取得・譲受によるLLPへのFDIは、国際的に認められ、採用されている評価方法に従ったものである必要があります。
- ▶ バリュエーション証明書は勅許会計士または原価会計士、中央政府による公認鑑定人によって発行される必要があります。
- ▶ 資金の受領は持分と共にRBIに報告する必要があり、バリュエーション報告書は資金の受領日から30日以内にRBIに提出する必要があります。
- ▶ LLPでの既存のFDIは、この通知の発効後30日以内、持分取得日から60日以内に、RBIに報告する必要があります。



(ご参考) 会社とLLPの比較

	会社	LLP
ガバナンス	硬直的 (会社法及び付属定款による)	柔軟性がある (出資者が締結したLLP契約による)
法令順守に対する厳格さ	高い	低い
法人税率	32.45%、所得が1億ルピー超の場合、33.99%	30.9%
配当分配税	税率16.995%	なし
出資金の払戻	自己株式の買戻しに対して、22.66%課税される。	非課税

	会社	LLP
年次株主総会と取締役会	年次株主総会と四半期毎に一回の取締役会が求められる。	法的に求められるものではない。
会計帳簿	財務諸表等の書式及び内容は詳細で複雑。	LLP法で規定される会計帳簿はよりシンプル。
法定監査	法定監査が要求される。	拠出資本金が250万ルピー以上、または年間売上高が400万ルピー以上の場合には、法定監査が要求される。
原価監査	規定の条件を満たす場合に要求される。	規定なし
解散	裁判所の命令により、会社の業務が終了した場合。長期化する傾向。	LLP契約、または裁判所の命令があった場合。よりシンプル。
関連者間取引の開示	規定あり	規定なし
意思決定の方法	普通決議または特別決議による多数決で決定される。	LLP契約に従う。より柔軟に条項を規定。

- ▶ 新たな拠点を検討中の事業体は、LLPもひとつのオプションとして考えることができます。新たにLLPを設立するだけでなく、既存の事業等をLLPに移管することも可能です。その組織変更の方法として、2つあります。

- A. 既存の組織体をLLPに変更する
- B. LLPに事業を移管する

コメント

インド事業への投資にあたり、FDI ポリシーのアップデートや進出形態の最適化は必要不可欠です。専門家とご相談されることをお勧めします。

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。